

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、失語症者のコミュニケーションの支援に必要な知識及び技能を有する意思疎通支援者（以下、「支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、失語症者の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本事業における「失語症者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 言語障がいがある者のうち、身体障害者手帳を有する者。ただし、医師の診断書・意見書において失語症と診断されている場合はこれに限らない。
- (2) その他、知事が認める者

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、福島県（以下、「県」という。）とする。ただし、県はこの事業を委託して行うことができる。

(派遣対象)

第4条 県は、次に掲げる場合において、失語症者又は失語症者とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支援を必要とすると認めるときに支援者を派遣するものとする。

- (1) 県内の障がい者団体等が主催又は共催する行事
- (2) 失語症者の日常生活上必要な外出に関する派遣。ただし次の場合を除く
 - ア 営業活動等の経済的活動に係る場合
 - イ 政治的、宗教的活動に係る場合
 - ウ 社会通念上、本事業を利用することが適当でない場合
- (3) その他、知事が特に必要と認める場合

(支援者登録)

第5条 支援者としての登録（更新）を希望する者は、「福島県失語症者向け意思疎通支援者登録（更新）申請書」（様式第1号）により、知事に対し登録を申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果を「福島県失語症者向け意思疎通支援者登録（更新）承認（不承認）通知書」（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、登録を承認した者に「福島県失語症者向け意思疎通支援者証」（様式第3号。以下、「支援者証」という。）を交付するものとする。

4 支援者証の有効期限は3年とする。

5 第1項の規定により登録した支援者は、当初申請した内容に変更があった場合は「福島県失語症者向け意思疎通支援者登録事項変更申請書」（様式第4号）により、紛失等をし

た場合は「福島県失語症者向け意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書」(様式第5号)により、知事に届け出なければならない。

(利用者登録)

第6条 支援者派遣の利用を希望する個人・団体は、「福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録申請書」(様式第6号)により、知事に対し登録を申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果を「福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録承認(不承認)通知書」(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 利用登録の有効期限は3年とする。

4 第1項の規定により登録した支援者は、当初申請した内容に変更があった場合は「福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録事項変更申請書」(様式第8号)により、知事に届け出なければならない。

(派遣の方法)

第7条 前条の規定により登録した個人・団体(以下、「利用登録者」という。)が、支援者の派遣を依頼するときは、派遣を利用する14日前(派遣当日を含まない)までに、「福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書」(様式第9号)により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、審査の結果を「福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣承認(不承認)通知書」(様式第10号)により、当該利用登録者に通知するものとする。

3 知事は、支援者の派遣を承認したときは派遣可能な支援者を選定の上、「福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣依頼書」(様式第11号)により、当該支援者に対して依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではない。

(派遣の取消し)

第8条 前条の規定により決定した派遣が、次の各号の一に該当する場合、派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な方法により派遣の決定を得た場合
- (2) その他この要綱に違反する事実があった場合

(利用登録者の費用負担)

第9条 支援者の派遣に要する利用登録者の費用負担は、原則、無料とする。ただし、次の各号に掲げる費用については利用登録者の負担とする。

- (1) 派遣時間内の活動場所を移動する場合の移動に要する交通費
- (2) 飲食、その他利用登録者の活動に付随して生じる費用
- (3) その他、利用登録者が負担するのが適当と認められる費用

(支援者の派遣及び報酬等)

第10条 支援者の派遣は、原則として午前9時から午後5時までの1日当たり3時間を限度とする。ただし、支援者の自宅から派遣場所までの移動時間及び業務終了場所から支援者の自宅までの移動時間は、派遣時間に含まれないものとする。

2 派遣の範囲は、県内及び隣接の県内に限るものとする。

3 前条の規定により派遣される支援者の人数は、原則として失語症者1名につき1名までとする。

4 支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに「福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣業務報告書(兼報酬等請求書)」(様式第12号。以下、「業務報告書」という。)を作成し、知事が指定する日までに提出しなければならない。

5 知事は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を支援者に対し支払うものとする。

(遵守事項)

第11条 支援者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 業務中は、支援者証を常に携行すること。

(2) 業務上知り得た秘密、個人のプライバシー等を失語症者の意に反して第三者に漏らしてはならない。この規定は、登録者を辞したあとも適用する。

(金品授受等の禁止)

第12条 支援者は、その職務に関して、金品等を受け取ってはならない。

(関係機関との連携)

第13条 県は、本事業実施に当たり、事業を円滑に実施し、かつ、事業の広報及び普及のため、各市町村及び関係団体等と密接に連携・協力するものとする。

(その他)

第14条 その他、本事業に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

別表

項目	基準		備考
報酬	最初の1時間 まで	2,000円	・待ち合わせ時間から業務終了時間 までを基準時間とする。 ・派遣時間に30分未満の端数が生じた ときは切捨て、30分以上1時間未 満の端数が生じたときは1時間とし て計算する。
	1時間を超えた 場合、1時間毎	2,000円	
交通費	自宅から待ち合わせ場所の移動及 び業務終了場所から自宅までの移 動に要した経費（上限2,000円）		実費（公共交通機関を利用した場合 に限る。） 自家用車を使用した場合は、1km につき25円とする。

様式第1号（第5条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者登録（更新）申請書

年 月 日

福島県知事

氏名 _____

福島県失語症者向け意思疎通支援者として登録（更新）したいので、次のとおり申請します。

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒 —
電話番号	() —
メールアドレス	
修了証書番号	
派遣可能曜日・日時等	
備考	

様式第2号（第5条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者登録（更新）承認（不承認）通知書

年 月 日

様

福島県知事

年 月 日付で申請のあった福島県失語症者向け意思疎通支援者の登録（更新）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 登録（更新）します。

登録番号	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名	
住所	〒 —
電話番号	() —
メールアドレス	
備考	

2 登録（更新）しません。

（不承認の理由）

様式第3号（第5条関係）

（表）

90mm

55mm

福島県失語症者向け意思疎通支援者証	
写 真	福島県 第 _____ 号
	住所 _____
	氏名 _____
	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
発行日	福島県知事 _____ 年 _____ 月 _____ 日
有効期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日

（裏）

注 意
1 活動の際は、この証を携帯すること。
2 この証を譲与又は貸与してはならない。
3 記載事項に変更を生じたとき又は意思疎通支援者を辞退した場合には、返納すること。
4 提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

様式第5号（第5条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

福島県知事

氏名 _____

福島県失語症者向け意思疎通支援者証の紛失等により、下記のとおり再交付を申請します。

記

ふりがな	
氏名	
住所	〒 —
電話番号	() —
紛失等の別	紛失・盗難・毀損
備考	

様式第6号（第6条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録申請書（個人用）

年 月 日

福島県知事

氏名 _____

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用者として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒 —
電話番号	() —
メールアドレス	
障害者手帳の等級	
備考	

様式第6号（第6条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録申請書（団体用）

年 月 日

福島県知事

氏名 _____

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用者として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

団 体 名	
団体代表者氏名	
代表者住所	〒 ー
電 話 番 号	() ー
メールアドレス	
団体の目的	
意思疎通支援者派遣 を必要とする理由	
備 考	

様式第7号（第6条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録承認（不承認）通知書

年 月 日

様

福島県知事

年 月 日付で申請のあった福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 登録します。

登録番号	
氏名	
住所	〒 —
電話番号	() —
メールアドレス	
有効期限	年 月 日
備考	

2 登録しません。

（不承認の理由）

様式第9号（第7条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書（個人用）

年 月 日

福島県知事

下記のとおり福島県失語症者向け意思疎通支援者の派遣を申請します。

（代理申請の場合、必ず申請者に確認の上、記載してください。）

申請者 (本人)	フリガナ		電話番号	
	氏名		メール	
申請 代理人	フリガナ		電話番号	
	氏名		メール	
	※該当するものに○を記入 家族／言語聴覚士／ボランティア／介護支援専門員／ その他（ ）			
当日の 緊急連絡先 (家族等)	フリガナ		電話番号	
	氏名		メール	
意思疎通 支援の概要	日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
		待ち合わせ時刻	時 分	
	場所	待ち合わせ場所		
		目的地		
用 内 容	※該当するものに○を記入 買い物／通院／趣味活動／集まりや活動への参加／ その他（ ）			
移動手段 ※該当手段に○を記入		自立歩行／杖を使う／車椅子使用		
その他(ご要望など)				

様式第9号（第7条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書（団体用）

（記入日） 年 月 日

福島県知事

下記のとおり福島県失語症者向け意思疎通支援者の派遣を申請します。

（代理申請の場合、必ず申請者に確認の上、記載してください。）

申請団体名					
申請 代理人	フリガナ		電話番号		
	氏名		メール		
	※該当するものに○を記入 家族／言語聴覚士／ボランティア／介護支援専門員／ その他（ ）				
当日の 緊急連絡先	フリガナ		電話番号		
	氏名		メール		
意思疎通 支援の概要	用件				
	日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで			
		待ち合わせ時刻	時 分		
	集合場所				
	内 容	※該当するものに○を記入 個別支援／グループ支援／その他			
		支援の 具体的な 内容			
必要な持ち物・服装指定					
派遣希望 人数	人	※内容や時間により、ご要望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。			
その他（ご要望など）					

様式第10号（第7条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣承認（不承認）通知書

年 月 日

様

福島県知事

先に申込みのあった失語症者向け意思疎通支援者の派遣について

- 1 下記のとおり派遣します。
- 2 却下します。

〔理由： 〕

記

意思疎通支援者氏名			
派遣日時	年 月 日（ ）	時 分から	時 分まで
派遣場所 (待ち合わせ場所)	名称		
	所在地		
	電話・メール		
	待ち合わせ時刻	時 分	
派遣対象者			
派遣内容			
その他			

様式第11号（第7条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣依頼書

年 月 日

様

福島県知事

下記のとおり派遣を依頼します。

記

申請者	氏名	
	電話・メール	
派遣日時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
派遣場所 (待ち合わせ場所)	名称	
	所在地	
	電話・メール	
	待ち合わせ時刻	時 分
派遣対象者		
派遣内容		
その他		

様式第12号（第10条関係）

福島県失語症者向け意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）

年 月 日

福島県知事

氏名 _____

次のとおり失語症者向け意思疎通支援業務を実施したので報告（請求）します。

申請者			
派遣日	年 月 日（ ）		
派遣場所			
派遣内容			
報酬	_____ 円		
業務時間	(待合) 時 分から 計 時間 分 (終了) 時 分まで		
交通費	_____ 円		
往路 (自宅～待ち合わせ 場所)	交通手段		駅から 駅まで 円
			駅から 駅まで 円
			駅から 駅まで 円
		自家用車	km (25 円/km)
復路 (終了場所～自宅)	交通手段		駅から 駅まで 円
			駅から 駅まで 円
			駅から 駅まで 円
		自家用車	km (25 円/km)
業務上の問題点・状況・意見等			